

第7章 鉄道と踏切道の安全確保

【施策の体系】

- 1 鉄道交通環境の整備 ————— 711 鉄道施設の整備

- 2 鉄道の安全な運行の確保 ——— 721 鉄道事業における安全運行の確保

- 3 救助・救急活動の充実 ————— 731 救助・救急活動の充実

- 4 踏切道の立体交差化、構造改良の促進

- 5 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

- 6 踏切道の交通の安全を図るための措置

解説

鉄道は、多くの市民が利用する生活に欠くことのできない交通手段であり、列車の運行が高速・高密度である現在の運行形態においては、ひとたび重大な事故が発生すると、多数の死傷者を生じるおそれがあるほか、運行ダイヤの乱れや運休等により、市民生活に重大な影響をもたらします。また、超高齢社会への対応やユニバーサルデザインへの配慮が社会的要請となっている中、駅施設等において、高齢者や障害者等の安全利用にも十分配慮し、駅ホームからの転落事故に対する適切な安全対策を図ることが求められています。

さらに、高齢者や障害者等にとって大きな負担となる踏切道については、立体交差化及び交通量の緩和対策等を早急に行う必要性があり、鉄道事業者、道路管理者及び関係機関と連携し速やかにその責務を果たすことが肝心です。

このため、各種の安全対策を総合的に推進することにより、乗客の死者数ゼロを目指すとともに、運転事故全体の死者数の減少を目指します。

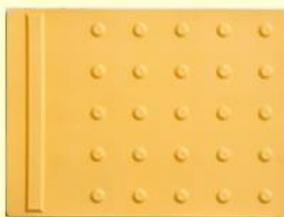
1 鉄道交通環境の整備

1 鉄道交通環境の整備 ————— 711 鉄道施設の整備

711 鉄道施設の整備

駅施設等では、高齢者や障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消等のバリアフリー化を推進するとともに、転落防止設備等の整備（ホームドアまたは内方線付き点状ブロック等）によるプラットホームからの転落事故に対する適切な安全対策を促進します。

ホーム側



内方線付き
点状ブロック

線路側

◎内方線付き点状ブロック

点状ブロックに1本の線状突起が追加され、線状突起（内方線）のあるほうがホームの内側で安全な場所であることを示すもので、目の不自由な方が足で踏むこと等で、どちらがホームの内側なのかを判断することができます。

2 鉄道の安全な運行の確保

2 鉄道の安全な運行の確保 ————— 721 鉄道事業における安全運行の確保

721 鉄道事業における安全運行の確保

鉄道事業者に対し、乗務員等への安全教育の徹底や鉄道車両の安全性の確保等、鉄道事業全般における安全性の確保について、積極的に働きかけます。

3 救助・救急活動の充実

3 救助・救急活動の充実 ————— 731 救助・救急活動の充実

731 救助・救急活動の充実

鉄道の重大事故等が発生した際に、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を各関係機関へ働きかけます。

また、多数の負傷者が発生する大規模な事故に対処するため、高度な訓練の実施や、資機材の整備を鉄道事業者へ求めていきます。



西武鉄道株式会社にて
実施された防災訓練の様子



東日本旅客鉄道株式会社にて
実施された災害対応訓練の様子

4 踏切道の立体交差化、構造改良の促進

危険な踏切道や渋滞の原因となる踏切道の改良を図るため、「踏切改良促進法」が改正され、より具体的改善を求められていることから、個々の踏切について鉄道事業者や道路管理者等の関係機関と連携して責務を果たすよう努めます。

特に、道路の新設に当たっては、道路交通の円滑化と利便性の向上、安全確保を図るため、都市計画法や踏切改良促進法等の法令に基づき、鉄道との立体交差化を基本とした整備を推進するとともに、道路拡幅改良事業については、踏切事故防止のための踏切の構造改良を推進します。

5 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

自動車交通量の多い踏切道では、必要に応じて障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等により事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を鉄道事業者へ求めていきます。

また、道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、迂回路の状況等を勘案し、必要に応じて自動車通行止め、大型車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、道路標識等の高輝度化等による視認性の向上を図ります。

6 踏切道の交通の安全を図るための措置

自動車運転者や歩行者等の踏切通行者に対し、安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の周知徹底を鉄道事業者へ求めるとともに交通安全教育において周知徹底を図ります。